

中国「第 15 次 5 カ年知的財産権保護・運用規画」の多角的解説と主要国・各方面の評価に関する包括研究レポート

原案：Gemini 最終改訂：2026 年 8 月 19 日

中国国務院は 2026 年 7 月 27 日、「知的財産権保護・運用『第 15 次 5 カ年規画』」（国発〔2026〕30 号）を公布し、同月 31 日に一部内容を省略した形で公表した（公表本文には「本文有刪減」との注記あり）¹。本規画は、2026 年から 2030 年までの 5 年間における中国の知的財産（IP）政策の国家目標と具体的行動計画を定めた戦略指針であり、「第 15 次 5 カ年規画綱要」および「知的財産権強国建設綱要（2021–2035 年）」の中間段階を支える中核的ドキュメントである¹。

2030 年までに「知的財産権強国建設で決定的な進展を実現」し、2035 年までに「中国の特色ある、世界水準の知的財産権強国を基本的に完成」させるという構想の下、本規画は従来の発明特許の数量重視から、経済的価値や産業化率、技術自立を重視する質的転換を明確に提示している¹。本レポートでは、同規画の具体的仕様、定量的目標、重点任务、および 12 の特別事業プロジェクト（特別工程）を詳細に分析するとともに、公表後の直接的反応、公表前から存在する各国の対中知財環境評価、ならびに構造的波及効果のシナリオ分析を整理・検証する。

1. 定量目標と指標体系の構造的分析

本規画で設定された 2030 年に向けた 6 つの主要予測性指標は、中国政府が推進する「新質生産力（イノベーション主導による先進的生産力）」の育成と質の高い経済発展への寄与度を測定する軸として設計されている¹。

「第 15 次 5 カ年規画」期における知的財産権発展の予測性指標

序号	指標名	2024 年/2025 年実績	2030 年目標値	定量的変化と構造的意味
1	人口 1 万人当たりの高価値発明特許保有件数	16 件（2025 年）	>22 件	37.5%超の拡大を目指す最重点目標であり、質の高い特許への集中と技術自立を反映 ² 。
2	特許集約型産業の付加価値が GDP に占める割合	13.38%（2024 年）	14.60%	实体经济における技術特許の活用度と産業高度化の度合いを示す指標 ² 。
3	著作権産業の付加価値が GDP に占める割合	7.46%（2024 年）	7.53%	デジタルコンテンツ、プラットフォーム経済、出版等の安定成長を想定 ² 。
4	知的財産権使用料の輸出入累計総額	1.96 兆元（第 14 次累計）	2.00 兆元（5 年累計）	ライセンス取引の維持・拡大を通じた国際的な技術流通と自国ライセンスの拡大を志向 ² 。
5	地理的表示（GI）製品の直接産出価値	9,690 億元（2024 年）	1.10 兆元	地方特色産業、農村振興、伝統ブランドの活性化を包括する経済目標 ² 。
6	知的財産権保護の社会満足度	82.81 点（2025 年）	83.90 点	成熟期に入った満足度スコアの着実な維持・微増を目指す安定指標 ² 。

CNIPA の 2026 年 7 月 31 日付公式解説によれば、現行の「高価値発明特許（高价值发明专利）」の統計対象は、（1）戦略的新興産業の有効発明特許、（2）海外に同族特許権を有する有効発明特許、（3）維持年数が 10 年を超える有効発明特許、（4）国家科学技術賞または中国専利賞を受賞した有効発明特許、の 4 類型と説明されている³。これに対し、国家發展改革委員会の 2021 年解説では、これらに「比較的高額の質権融資を実現した有効発明特許」を加えた 5 類型とされていた⁴。したがって、公表資料上は当該類型が現行説明に含まれていないが、変更時期、法的根拠及び変更理由は確認できない。国務院掲載の第 15 次規画本文にも「本文有刪減（本文一部省略）」との注記がある。

【執筆者分析】現行 4 類型は、重点産業、海外での権利化、長期維持及び受賞実績を通じ、特許の質・安定性を重視する方向を示す。ただし、第 5 類型の不記載のみから、補助金や件数偏重を目的とする低品質出願の抑止を狙った変更であると断定することはできない。

2.4 つの重点任務における制度的メカニズムの展開

本規画は、知的財産権強国の建設に向けた施策として、大きく 4 つの重点任務を規定している¹。法制度の拡充、経済的活用の最大化、行政・ガバナンスの効率化、ならびに国際協力の強化という全方位的な展開が図られている¹。

イノベーションを支える保護環境の最適化

法律制度の整備について、本規画は、特許関連法制度の継続的整備に加え、商標法及びその実施条例の全面改正、商標保護範囲の拡大検討を掲げている²。もっとも、商標法本体は規画公表前の 2026 年 6 月 26 日に改正成立しており、2027 年 1 月 1 日に施行される³。改正法は、使用目的を欠き通常の生産経営上の必要を明らかに超える商標出願を登録しないことや、正当な理由なく 3 年間使用されていない登録商標を国務院商標管理部門が職権で取り消せること等を定めた。このため、規画期の実務上の焦点は、実施条例、審査・管理・行政法執行の運用整備となる⁴。規画はこのほか、著作権法関連法規・部門規則、植物新品種保護条例実施細則、営業秘密保護制度、集積回路配置設計法規、地理的表示専門立法、知的財産権税関保護条例、中医薬伝統知識保護条例等の整備・改正を掲げている²。

新領域におけるルール形成では、アルゴリズム、人工知能生成物（AIGC）、プラットフォーム経済の知財保護ルールの拡充、データ知的財産権保護ルールの構築が掲げられている²。オープンソース・コミュニティの育成支援、宇宙ステーションにおける知財ルール、非物質文化遺産・中医薬の知財保護、生物遺伝資源の持続可能な利用と利益配分も盛り込まれた。司法保護では、民事・刑事・行政事件の「三合一」審判体制を深化させ、知財侵害に対する懲罰的損害賠償制度を継続的に整備し、重大な侵害を法に基づき処罰する一方、虚偽訴訟・悪意ある訴訟・知財権濫用への対応を掲げている²。

経済の質の高い発展を促す運用效能の向上

特許の休眠化を防ぎ、事業化につなげる取り組みとして、職務科学技術成果の権利付与改革を深化させ、職務科学技術成果の資産単列管理制度を設けるとともに、特許の事業化・移転に関する適正手続免責と合理的な失敗を許容する仕組みを整備する方針が示された²。大学・研究機関では、産業化見通しの分析を中核とする特許出願前評価制度を整備し、運用を強化するとともに、オープンライセンス制度や「先使用・後支払」モデルを普及させる。知財金融では、質権設定融資、証券化、知財保険等のリスク分担・補償の仕組みを整え、金融データと知財データの共有を進める²。

新質生産力の育成に向け、基礎ソフトウェアの著作権保護、戦略的新興産業・将来産業における特許ナビゲーション、国際標準必須特許（SEP）データベースの整備と特許・国際標準の連動が盛り込まれた。デジタル経済中核産業及びグリーン低炭素技術に関する有効発明特許の着実な増加も求められている²。

効率的なガバナンスを実現する管理体制の構築

知財管理の効率化では、国家知識産権局（CNIPA）を中心とする一流の特許・商標審査機関の構築を目標とし、「オンデマンド審査（按需審査）」体制や技術横断案件向けの多様な審査方式を整備する²。マルチモーダル大規模モデルを特許・商標の補助審査に活用し、行政法執行・行政裁定のデジタル化と高度化を進める²。

信用体系の構築では、知財分野の不誠実行為に対する情報公示・制裁・信用回復制度を整備し、信用評価の国家標準を検討する。また、技術調査官制度を拡充し、京津冀（北京・天津・河北）、長三角（長江デルタ）、粵港澳大湾区（広東・香港・マカオ）等に高度知財人材の集積拠点を形成する²。

高水準の対外開放に適した国際協力体系の確立

世界知的財産機関（WIPO）や世界貿易機関（WTO）等の多角的枠組みに参画し、AI、ビッグデータ、グリーン低炭素等の新領域における国際ルール・標準形成に建設的に関与する方針が明示された。「一帯一路」共同建設国との間では、知財インフラ協力、審査情報の交換、修士課程教育プログラム等を通じた能力構築支援を拡充する²。

さらに、涉外知財保護の強化として、海外知財紛争への対応指導を階層別・類型別に提供し、海外の知財関連調査・訴訟等の監視・早期警戒と越境電子商取引における知財保護を強化するとともに、企業による海外知財権利保護互助基金の設立を支援する²。

3. 12 の特別事業プロジェクト（特別工程）の体系

規画の実効性を担保するため、特定の重点分野や地域・制度課題に直結した 12 項目の特別事業プロジェクト（特別工程）が規定されている¹。

「第 15 次 5 カ年規画」における 12 の特別事業プロジェクト

工程名（原文名称）	主な実施内容と重点施策	ターゲット分野・対象
1. 戦略的新興産業知財保護事業	政策支援の拡大、重点保護産業目録の整備、迅速予備審査・権利確定・権利保護の一ストップ保護、知財保護同盟の形成 ² 。	次世代 IT、バイオ、新素材、高級装備等 ² 。
2. 中医薬知財保護事業	特許・商標・著作権・GI・営業秘密等による包括的保護、特許侵害判断基準の適用、伝統知識データベースおよび道地生薬保護の推進 ² 。	漢方薬、少数民族医薬、道地生薬 ² 。
3. 営業秘密保護事業	重点分野の業界別保護指針策定、涉外営業秘密権利保護拠点の建設支援、海外紛争援助、営業秘密管理システム認証の推進 ² 。	先進技術企業、海外進出企業 ² 。
4. 知財と AI の相互活性化事業	特許出願における AI 利用申告制度の検討、AI 関連発明の特許出願指針の改訂、マルチモーダル大規模モデルを活用した補助審査・リスク識別 ² 。	AI 開発企業、大学・研究機関、審査・行政法執行機関 ² 。
5. 知財促進中小企業発展事業	大学・研究機関特許と中小企業のマッチング、多角的な資金調達支援、輸出製品の知財リスク点検パイロット実施 ² 。	中小企業、専精特新企業、輸出企業 ² 。
6. 著作権促進産業発展事業	国家著作権取引センター（貿易基地）及び国家著作権イノベーション発展拠点の整備、作品登録審査指針の策定、著作権集団管理団体の監督・支援 ² 。	ネット出版、視覚コンテンツ、文化産業 ² 。
7. 地理的表示促進地域特色経済発展事業	GI 専門保護と商標保護の連携、追跡（トレーサビリティ）体系の構築、国家地理的表示保護モデル地区の建設、文化・観光との融合 ² 。	農産物、伝統工芸品、地方特色産業 ² 。
8. 知的財産サービス地域発展事業	京津冀・長三角・大湾区等での国家重大戦略への知財支援、地域固有の資源（種苗・伝統文化・海洋等）に応じた地域特色知財レイアウト ² 。	重点経済地域、地方特色産業集積地 ² 。
9. 特許・商標高品質審査審理事業	オンデマンド審査体系、多元的審査モデル、予審・代理・審査の連携、「心機商標」の全過程規制、悪意のある不当出願・無効請求等への対応。「心機商標」は法定概念ではなく、登録商標を文字分割、語義の組合せ、レイアウト等により公衆を誤認させる態様で使用する現象を主に指す ^{2,7} 。	特許・商標出願人、審査機関 ² 。
10. 知財データ開発・活用事業	データ開放共有の推進、信頼できるデータ空間の建設、スマート検索・翻訳・マイニングツールの開発、民間等による開発利用支援 ² 。	データ事業者、研究機関、知財サービス企業 ² 。
11. 知財人材先導事業	京津冀・長三角・大湾区での高度人材集積拠点形成、知的財産専門学位の設置・発展、新興産業方向け技能研修、行政法執行担当者研修 ² 。	行政法執行担当者、裁判官、代理人、企業知財担当 ² 。
12. 「一帯一路」知財高品質協力事業	知財インフラ協力、審査情報共有・データ交換、知財修士課程教育、関係国の法制度・政策環境の継続調査 ² 。	「一帯一路」共同建設国、海外進出企業 ² 。

4. 各国・各方面からの評価、既存の対中知財評価、および専門家解説

本規画に対する評価や関連する見解を理解する上では、（1）規画公表後の直接的な解説や報道、（2）公表前から存在する各国の対中知財環境評価・構造的懸念、（3）客観的統計データと将来の制度的展望、の 3 つの軸に分けて整理することが不可欠である。

規画公表後の直接的反応と公式解説

- **日本貿易振興機構（JETRO）による速報報道**：JETRO は 2026 年 8 月 13 日付のビジネス短信において、国务院による「第 15 次 5 カ年規画」の公表事実、2030 年および 2035 年に向けた基本方針、4 つの重点任务、ならびに 12 の特別事業プロジェクトの主要内容を中立的・客観的に取り上げ、その概要を伝えている¹。
- **中国国内の公式媒体及び主管官庁の解説**：人民日報は、第 14 次 5 カ年期中に国内有効発明特許数が 500 万件を突破し、平均特許審査期間が 15 カ月に短縮された実績を紹介した。第 15 次期については、特許を「下书架、上货架（書棚から降ろして売り場に並べる）」、すなわち実用化・事業化へつなげることを強調している²⁰。これは政府方針を伝える公式媒体の解説であり、中国国内の産業界・世論全体の独立した評価を示すものではない。
- **国際知財法務界の解説**：規画公表後に確認できる Schwegman, Lundberg & Woessner 所属 Aaron Wininger の解説は、営業秘密保護の業界別指針、AI 関連発明の出願・審査指針、AI を利用した知財行政等を主要論点として紹介している。これは規画内容の実務解説であり、規画に対する独立した政策評価とは区別する必要がある⁸。これとは別に、2026 年改正商標法は、登録商標を公衆を誤認させる方法で使用する行為を規制し、CNIPA 掲載の専門家解説は、この「心機商標」を法定概念ではない実務上の呼称として説明している^{6,7}。

公表前から存在する各国の対中知財環境評価と主要懸念

規画の公表以前から、欧米や日系企業の産業界・政府機関は、中国の知的財産環境に対して一定の評価と構造的懸念を表明してきた。

- **米国政府（USTR）の既存評価**：USTR の『2026 Special 301 Report』（2026 年 4 月公表）は、中国を引き続き Priority Watch List に指定した。同報告は、技術移転圧力、営業秘密の窃取、模倣品・海賊版、悪意の商標登録、司法判断の透明性の不足及び政治的介入の可能性等への懸念を示している。これは本規画公表前の対中知財環境評価であり、本規画への直接反応ではない⁹。
- **米国産業界（USCBC）の既存評価**：US-China Business Council の『Member Survey 2026』（回答 175 社）では、知財保護が在中米企業の実務課題第 7 位となり、2021 年以来で最も高い順位となった。知財保護の過去 1 年間の変化について 58%が「変化なし」と回答し、最大の懸念分野は営業秘密であった。これも本規画公表前の産業界評価である¹⁰。
- **外国訴訟差止命令（Anti-Suit Injunction : ASI）の政策撤回**：EU が提起した WTO 紛争 DS611 では、2025 年 7 月 21 日の仲裁判断が中国の非成文 ASI 政策を TRIPS 協定上の義務に適合しないと判断した。欧州委員会は 2026 年 4 月 1 日、中国が WTO において当該政策を撤回したと正式に表明し、その根拠として最高人民法院の 2025 年 9 月 23 日付通知を挙げた、と公表した。欧州委員会は、政策が非成文であったことから、履行状況を引き続き監視するとしている¹¹。
- **欧州企業及び欧州委員会の既存評価**：EU SME Centre と中国欧州商会在 2026 年 4 月 3 日から 5 月 6 日に実施した調査（回答 67 社、うち 64%が SME）では、大企業の 62%が中国の知財立法、61%が知財執行を「adequate」と回答したのに対し、SME で同じ回答をした割合はそれぞれ 47%、49%であった。また、SME の 35%は知財執行を「very poor/poor」と評価した。SME の主な知財課題は、法執行の不十分さ 30%、海賊版・模倣品 21%、知財保護コスト 21%である。支払遅延は知財とは別の一般経営課題であり、SME では運営コスト上昇及び知財保護と並ぶ第 2 位タイ（各 40%）であった¹²。欧州委員会（DG Trade）は 2026 年 6 月 11 日、第三国における知財保護・執行状況に関する対象限定コンサルテーションを開始した。目的は、懸念水準が最も高い第三国を特定し、優先国リストを更新することである¹³。
- **日本の民間実務家による公表前分析**：IP FORWARD グループの 2026 年 2 月 28 日付コラムは、中国の知財政策を「量の拡大」から「質と戦略性の重視」への移行として捉え、日本企業に対し、自社の技術ポジション及び標準・AI 分野のライセンス戦略の再評価、AI・データ関連技術における契約管理・

データ利用の適法性確保を提言している。同稿は本規画公表前の民間分析であり、本規画への直接反応ではない¹⁴。

- **データ越境移転**：国家インターネット情報弁公室（CAC）が 2024 年 3 月 22 日に公布・施行した『促進和规范数据跨境流动规定』は、国際貿易等で生じ個人情報・重要データを含まないデータ、契約履行に必要な一定の個人情報、一定規模未満の個人情報等について、安全評価・標準契約・認証を不要とする場合を定めた。また、関係当局・地域から重要データとして告知されておらず、公開された重要データ目録にも掲載されていないデータは、重要データとして安全評価を申告する必要がある¹⁵。同弁公室は 2026 年 3 月の実施 2 周年資料で、評価対象範囲の縮小や企業のコンプライアンスコスト低下を説明する一方、データ安全義務と監督は継続している¹⁶。

客観的統計データ

- **世界知的所有権機関（WIPO）の客観的指標**：『Global Innovation Index 2025』で、中国は前年の第 11 位から第 10 位へ上昇し、初めてトップ 10 に入った。WIPO は、中国が知識・技術アウトプットで首位、特許出願でも首位であり、世界上位 100 のイノベーション・クラスターを 24 拠点有すると説明している¹⁷。深セン－香港－広州は 2025 年のクラスター順位で第 1 位となったが、同年は従来の PCT 出願と科学論文にベンチャーキャピタル取引を加える方法変更があり、WIPO 自身が首位交代にこの変更が寄与したと説明している¹⁸。これらは中国のイノベーション活動が高い水準にあることを示す指標であり、本規画そのものへの評価ではない。

5. 構造的分析和将来のシナリオ評価

本規画の規定内容と、主要国の継続的な対中知財評価を統合・分析することにより、今後の知財環境におけるいくつかの潜在的なシナリオと波及効果が想定される。

質的転換を通じた技術自立自強への構造的志向

本規画が掲げる「人口 1 万人当たりの高価値発明特許保有件数 22 件超」や、大学・研究機関における出願前評価制度の定着は、特許創出を量的拡大から質・活用重視へ移行させる政策方向を示している²。従来から用いられてきた戦略的新興産業、海外同族特許、長期維持及び受賞実績の類型を継続しつつ、2025 年の 16 件から 2030 年の 22 件超へ目標を引き上げたことは、重点分野への特許蓄積を促す可能性がある^{2,3,4}。ただし、この量的目標が実質的なイノベーションや事業化にどこまで結びつくかは、今後の実施状況を確認する必要がある。

産業政策と知財ガバナンスの連携強化と外資企業のコンプライアンス課題

【執筆者分析】本規画が「重点保護産業目録」の作成と涉外知財保護の強化を並行して掲げたことは、産業政策と知財保護施策の連動が続く可能性を示す²。涉外知財保護の節では、「依法保障各类经营主体平等待遇（法に基づき各種経営主体の平等待遇を保障する）」と規定している。これとは別に、規画中の「各种所有制经济…同责同罪同罚」は異なる所有制経済の権利侵害を同等に扱う趣旨であり、内資・外資の平等待遇を直接述べた文言ではない²。外資企業にとっては、平等待遇原則の実施状況を確認しつつ、データ安全、標準化・認証等への適合とコア技術保護を組み合わせた対応が引き続き重要となる。

新興国協力におけるルール波及と多角的枠組みの共存

特別事業プロジェクト 12 の「一帯一路」知財高品質協力事業は、関係国との審査情報共有、データ交換、人材育成等を掲げる²。これが AI 生成物、データ知財、中医薬伝統知識等の制度形成にどの程度波及するかは、今後の実施状況に左右される。他方、WIPO 等の多角的枠組みに加え、EU では EUIPO が実施する『EU IP Project in China（2025-2028）』が進められており、透明性・予測可能性、知識・ベストプラクティスの交換等を目的としている¹⁹。したがって、国際制度が二極化するか相互調整が進むかは、今後の協力と交渉の展開を見極める必要がある。

6. 総括と多国籍企業への戦略的示唆

中国国務院の「知的財産権保護・運用『第 15 次 5 カ年計画』」は、中国が知的財産制度を通じて質の高い経済発展と技術自立を目指すロードマップである^{1,2}。審査品質の向上、営業秘密保護指針の整備、悪意の商標出願及び公衆を誤認させる登録商標使用への規制強化は、現地で事業を展開する外国企業にとっても、保護の予測可能性を高める可能性がある^{2,6,7}。

多国籍企業および日本企業としては、以下の観点から中長期的な対応を検討することが奏功する。

第一に、国家知識産権局（CNIPA）が今後策定・改訂する「AI 関連発明の特許出願指針」や「データ知的財産権保護ルール」の動向を適時に把握し、現地の研究開発成果の権利化手続を最適化することである²。

第二に、2024 年の CAC 規定による手続簡素化を踏まえつつ、適用対象となるデータ安全・個人情報保護義務を遵守し、営業秘密保護事業の一環として整備される業界別指針や鑑定制度を活用して、自社技術の漏えい防止体制を強化することである^{2,15,16}。

第三に、戦略的新興産業やグリーン低炭素、通信分野等において、中国企業による標準必須特許（SEP）や特許ナビゲーションの動きを常時モニタリングし、グローバルなライセンス交渉や標準化戦略に反映させることである²。

第四に、国内外での知財紛争に備え、ASI 政策撤回後の運用実態と各国の司法管轄の動向を継続的に確認し、複数法域にまたがるコンプライアンス・権利保護体制を維持することである^{2,11}。

引用文献

1. 日本貿易振興機構（JETRO）「中国国務院、知的財産権分野の 5 カ年計画を発表、4 重点任务、12 事業を推進」2026 年 8 月 13 日。
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2026/08/c4cfee6e10537e55.html>
2. 中華人民共和國国務院「国务院关于印发《知识产权保护和运用“十五五”规划》的通知」国发〔2026〕30 号、2026 年 7 月 27 日（掲載 2026 年 7 月 31 日）。
https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/7/31/art_3693_207456.html
3. 国家知識産権局／中国知識産権報「确保到 2030 年知识产权强国建设取得决定性进展」2026 年 7 月 31 日。
https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/7/31/art_55_207466.html
4. 国家發展改革委員會規画司「“十四五”规划《纲要》主要指标之 5 | 每万人口高价值发明专利拥有量」2021 年 12 月 25 日。
https://www.ndrc.gov.cn/fggz/fzzlgh/gjfgzh/202112/t20211225_1309652_ext.html
5. 中華人民共和國主席「中华人民共和国主席令（第七十七号）」2026 年 6 月 26 日。
https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/6/26/art_3685_206934.html
6. 国家知識産権局「《中华人民共和国商标法》修订主要内容」2026 年 7 月 10 日。
https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/7/10/art_3686_207146.html
7. 管育鷹「新修订商标法对“心机商标”的治理及其实施路径」法治日報、2026 年 7 月 22 日（国家知識産権局掲載）。
https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/7/22/art_3687_207342.html
8. Aaron Wininger, “China’s State Council Releases 15th Five-Year Plan for Intellectual Property Protection and Utilization,” National Law Review, August 3, 2026.
<https://natlawreview.com/article/chinas-state-council-releases-15th-five-year-plan-intellectual-property-protection>
9. Office of the United States Trade Representative, 2026 Special 301 Report, April 2026.
<https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Releases/2026/2026%20Special%20301%20Report.pdf>
10. US-China Business Council, Member Survey 2026, June 10, 2026.
<https://www.uschina.org/articles/member-survey-2026/>
11. European Commission, “Following WTO ruling favourable to EU, China announces withdrawal of its anti-suit injunction policy,” April 1, 2026.
https://policy.trade.ec.europa.eu/news/following-wto-ruling-favourable-eu-china-announces-withdrawal-its-anti-suit-injunction-policy-2026-04-01_en
12. EU SME Centre / European Union Chamber of Commerce in China, “Key Findings: Information Gathering Survey for the 2026/2027 Inter-Chamber SME Working Group Position Paper,” June 16, 2026.
<https://www.eusmecentre.org.cn/publications/survey-findings-2026-2027-sme-position-paper/>

13. European Commission, “Targeted consultation on the state of intellectual property in third countries,” opened June 11, 2026.
https://policy.trade.ec.europa.eu/consultations/targeted-consultation-state-intellectual-property-third-countries_en
14. IP FORWARD グループ「新領域に関する中国の知財強化戦略—統計動向、第 15 次五か年計画、代表企業動向から読み解く 2026 年の展望—」2026 年 2 月 28 日。
<https://www.ip-fw.com/blog/195>
15. 国家インターネット情報弁公室「促进和规范数据跨境流动规定」国家インターネット情報弁公室令第 16 号、2024 年 3 月 22 日。
https://www.cac.gov.cn/2024-03/22/c_1712776611775634.htm
16. 国家インターネット情報弁公室「《促进和规范数据跨境流动规定》实施两周年 数据出境安全管理工作再上新台阶」2026 年 3 月 23 日。
https://www.cac.gov.cn/2026-03/23/c_1775999628849905.htm
17. World Intellectual Property Organization, Global Innovation Index 2025: GII 2025 Results, 2025.
<https://www.wipo.int/web-publications/global-innovation-index-2025/en/gii-2025-results.html>
18. World Intellectual Property Organization, Global Innovation Index 2025: 2025 GII Ranking of World’s Top 100 Innovation Clusters, 2025.
<https://www.wipo.int/web-publications/global-innovation-index-2025/en/cluster-ranking.html>
19. European Union Intellectual Property Office, “EU IP Project in China (2025–2028),” EUIPP-CHINA.
<https://internationalipcooperation.eu/en/euipp-china>
20. 人民日報「从五年规划看知识产权事业前景（创新谈）」2026 年 8 月 17 日。
<http://finance.people.com.cn/n1/2026/0817/c1004-40780559.html>